
H O 2. 輸出貨物許可承認等実績データ

1. 業務概要

通関業者が取り扱った前月分輸出貨物の以下の実績件数を海上・航空貨物別及び税関官署別に提供する。

(1) 以下の手続き（以下、「輸出申告等」という。）の許可実績件数

- ①輸出申告（特定委託を含む。）
- ②積戻し申告
- ③特定輸出申告
- ④展示等積戻し申告

(2) 輸出許可内容変更申請の承認実績件数

(3) 輸出取止め再輸入申告の許可実績件数

(4) 特例輸出貨物の輸出許可取消の実績件数

(5) 別送品輸出申告の許可実績件数

(6) 別送品輸出許可内容変更申請の承認実績件数

(7) 以下の手続き（以下、貨物取扱等という。）の取扱実績件数

- ①内容点検
- ②その他の手入れ
- ③改装
- ④仕分け
- ⑤仕合せ
- ⑥見本の展示
- ⑦簡単な加工（例示あり）
- ⑧簡単な加工（例示なし）
- ⑨その他これらに類する行為
- ⑩見本持出

(8) 他所蔵置許可申請の許可実績件数

2. 提供概要

(1) 周期 : 月次（毎月1日）

(2) 出力先 : 通関業

(3) 出力単位 : 利用者単位

(4) 出力形態 : 配信

3. 作成処理

(1) 収集処理

輸出申告DB、別送品輸出申告DB、本船・ふ中扱い承認申請DB、貨物情報DB及び他所蔵置許可申請DBより以下のいずれかに合致する利用者が通関業者のデータを収集する。

(A) 輸出申告等許可データ

許可年月日が前月のもの。

(B) 輸出許可内容変更申請承認データ

承認年月日が前月のもの。

(C) 輸出取止め再輸入申告許可データ

輸出取止め再輸入許可年月日が前月のもの。

(D) 特例輸出貨物の輸出許可取消データ

特例輸出貨物の輸出許可取消年月日が前月のもの。

(E) 別送品輸出申告許可データ

許可年月日が前月のもの。

- (F) 別送品輸出許可内容変更申請承認データ
承認年月日が前月のもの。
 - (G) 貨物取扱等データ
 - ①貨物取扱登録、貨物取扱許可または見本持出許可が前月に行われたもの。
ただし、貨物取扱許可申請に伴う貨物取扱登録を行った場合は、収集しない。
 - ②貨物取扱登録、貨物取扱許可及び見本持出許可の取消しが前月に行われたもの。
 - (H) 他所蔵置許可申請データ
 - ①他所蔵置許可年月日が前月のもの。
 - ②他所蔵置取消年月日が前月のもの。
- (2) 計上処理
- (A) 輸出申告等許可件数
輸出申告等許可データについて、以下の通り計上する。
 - ①申告等種別別、大額・少額別に件数及びつづき枚数を計上する。
 - ②本船扱い件数及びふ中扱い件数の件数を計上する。
 - ③検査扱いとなった輸出申告等の検査区分別の件数を計上する。
 - (B) 輸出許可内容変更申請承認件数
輸出許可内容変更申請承認データについて、件数を計上する。
 - (C) 輸出取止め再輸入申告許可件数
輸出取止め再輸入申告許可データについて、件数を計上する。
 - (D) 特例輸出貨物の輸出許可取消件数
特例輸出貨物の輸出許可取消データについて、件数を計上する。
 - (E) 別送品輸出申告許可件数
 - ①別送品輸出申告許可データについて、件数を計上する。
 - ②検査扱いとなった検査区分別の件数を計上する。
 - (F) 別送品輸出許可内容変更申請承認実績件数
別送品輸出許可内容変更申請承認データについて、件数を計上する。
 - (G) 貨物取扱等件数
貨物取扱等データについて、貨物取扱等種別別及び登録・取消別に件数を計上する。
 - (H) 他所蔵置許可申請件数
他所蔵置許可申請データについて、登録・取消別に件数を計上する。
- (3) 編集処理
- (A) システムに要出力として登録されている利用者の場合のみ出力する。
 - (B) ソート条件は以下の順とする。
 - ①あて先官署コード
 - (C) データが存在しない場合は、「データ有無識別」に「0」を設定し、その旨を送付する。
 - (D) 本管理資料は以下の情報があり順に編集される。
ただし、データが存在しない場合は編集されない。
 - ①海上貨物集計表
 - ②航空貨物集計表
 - (E) 管理資料情報出カイメージは、「CSV電文フォーマット」を参照。
 - (F) 出力項目の詳細は、「出力項目表」を参照。

4. 特記事項

(1) 「つづき枚数」については、以下の通り算出して出力する。

①輸出申告、積戻し申告及び特定輸出申告については、申告欄数により、以下の通り算出する。

申告欄数	つづき枚数
1 欄～3 欄	0
4 欄～8 欄	1
9 欄～13 欄	2
14 欄～18 欄	3
19 欄～23 欄	4
24 欄～28 欄	5
29 欄～33 欄	6
34 欄～38 欄	7
39 欄～43 欄	8
44 欄～48 欄	9
49 欄～53 欄	10
54 欄～58 欄	11
59 欄～63 欄	12
64 欄～68 欄	13
69 欄～73 欄	14
74 欄～78 欄	15
79 欄～83 欄	16
84 欄～88 欄	17
89 欄～93 欄	18
94 欄～98 欄	19
99 欄	20

②展示等積戻し申告及び別送品輸出申告については、算出しない。